

建設工事一般競争入札（総合評価）公告

条件付（制限付）一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月 3 日

登米市長 布施 孝 尚

1 条件付（制限付）一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 請第 245 号
- (2) 工事名 糠塚線道路改良舗装工事
- (3) 施行場所 登米市迫町新田地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 22 年 3 月 15 日
- (5) 工事概要 改良舗装 L=288.7m W=4.0(5.0)m
土工 掘削工 V=310 m³ 盛土工 V=220 m³
舗装工 表層工 A=1,390 m² 下層路盤工 A=480 m²
不陸整正工 A=928 m² As カーブ L=263m
取付道路工、擁壁工、排水構造物工、安全施設工 一式
- (6) 支払条件 前払金 有
- (7) 最低制限価格 契約内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- (8) 入札方法 条件付（制限付）一般競争入札【総合評価一般競争入札（特別簡易型）】
本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）の工事である。

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 登米市から指名停止を受け、入札日に指名停止中でないこと。
- (3) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年登米市告示第 227 号）第 3 条に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - イ 入札に参加する者又は入札に参加する者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加する者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ロ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

- ホ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に
関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に
関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなど
していると認められるとき。
- ト 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に
関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方とし
たとき。
- チ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に
関与している者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等である
ことを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設と
して使用したとき。
- (4) 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第5条第2項の規定に基づく有資格者
で、公告日において次の要件を満たしていること。

登録業種	土木一式工事
登録等級	B等級
事業所の所在地に関する条件	登米市内に本社(本店)を有していること
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	建設業法に規定する技術者の配置ができること。専任の技術者を配置することとなる場合は、入札日の前日以前に3ヵ月以上、それ以外の場合は入札日の前日から入札参加業者と直接的な雇用関係があること。
その他	・当該工事に係る仕様書、図書(以下「設計書等」という。)を閲覧していること

3 入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	総務部総務課契約係	0220-22-2091	987-0595 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
工事担当課	建設部道路課	0220-34-2315	987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地

4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所等
契約条項を示す期間及び場所	平成21年12月4日(金)～ 平成21年12月11日(金)	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 総務部総務課契約係
入札参加申請(工事設計図書閲覧済書の提出)	平成21年12月4日(金)～ 平成21年12月11日(金)	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 総務部総務課契約係
入札参加資格確認審査結果の公表、通知	平成21年12月15日(火)以降に掲示、 通知	登米市役所総合支所掲示板 入札参加資格確認通知書による通知
落札者決定基準の交付	平成21年12月4日(金)～ 平成21年12月11日(金)	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 総務部総務課契約係 (登米市ホームページからのも入手可)
設計図書等の閲覧	平成21年12月4日(金)～ 平成21年12月11日(金)	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市役所迫庁舎閲覧所

質問書の受付	平成 21 年 12 月 4 日(金)～ 平成 21 年 12 月 11 日(金)	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 総務部総務課契約係
回答書の閲覧	平成 21 年 12 月 4 日(金)～ 平成 21 年 12 月 15 日(火)	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 登米市役所迫庁舎閲覧所
入札	平成 21 年 12 月 18 日(金) 午前 10 時から	登米市役所迫庁舎 2 階 大会議室
総合評価技術資料の記載内容を証明する資料の提出	平成 21 年 12 月 22 日(火)	登米市中田町上沼字西桜場 18 番地 建設部道路課
落札者の決定等	平成 21 年 12 月 25 日(金)以降に通知	
入札結果の公表	契約締結後	登米市ホームページ及び登米市総務部総務課

(注 1) 上記の期間は、登米市の休日を定める条例による市の休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

5 入札参加の申請等

入札参加を希望する者は、登米市総務部総務課契約係備付けの次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

① 工事設計図書閲覧済書

設計図書等閲覧後、入札参加希望者は、工事設計図書閲覧済書を総務課契約係へ提出のこと。（入札参加申請書に代わるものなので、提出しない場合は入札に参加できません。）

② 申請者の所在地及び名称を記載し、80円切手を貼付した返信用封筒 1 枚

6 入札参加資格の審査及び入札参加確認結果の通知

(1) 入札参加資格の有無については、4「入札日程等」のとおり入札参加資格確認通知書（適格者用）により通知するものとする。

(2) 不適格と見なされた者には、理由を付して入札参加資格確認通知書（不適格者用）により通知するものとする。

7 設計図書等の閲覧

(1) 当該工事に係る設計図書等は、4「入札日程等」のとおり閲覧に供するものとする。

(2) 希望者は、閲覧期間中、下記の場所において設計図書等を有料にて複写できるものとする。

複写場所 住所 登米市迫町佐沼字中江 1-10-5
称 号 (株) プリントシステム
電話番号 0220-22-8235

8 設計図書等に対する質問及び回答書の閲覧

質問がある場合には、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、総務課契約係に提出すること。

質問書に対する回答書を 4「入札日程等」のとおり閲覧に供する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 4「入札日程等」のとおり。

(2) 提出書類

1) 入札参加資格確認通知書（適格者用）（提出を求める場合があります。）

2) 工事費内訳書

3) 総合評価技術資料（様式—特簡1）

10 入札の方法

- (1) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 初度の入札において、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で入札をした者が無いときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、最低制限価格より低い価格で入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札回数は2回を限度とする。

11 入札保証金 免除とする。

12 工事費内訳書の提出について

- (1) 初度の入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 提出を受けた工事費内訳書は返戻しない

13 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者を含む。）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

14 落札者決定基準の交付

- 4 「入札日程等」のとおり（登米市ホームページからも入手可）

15 総合評価に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法

- 1) 入札価格が最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- 2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者（同点者）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。
- 3) 落札候補者が提出した総合評価技術資料の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者とししない。

(2) 総合評価の方法

- 1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。
総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点
- 2) 価格評価点と価格以外の評価点（技術評価点）の配点は、次のとおりとする。
 - ① 価格評価点 80点
 - ② 価格以外の評価点 20点
- 3) 価格評価点は、次の算式により算定する。
価格評価点＝80点×最低の入札価格／入札価格〔小数点以下第3位四捨五入〕
なお、最低の入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲内でした最低の入札価格とし、入札価格とは各入札者の入札金額とする。

- 4) 価格以外の評価点は、次の①から③の評価項目について評価を行う。
- ① 企業の技術力
 - ② 企業の社会性
 - ③ 企業の地域性
- (3) (2) 4) ①から③の評価項目の内容及び配点の詳細は落札者決定基準による。

16 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価における価格以外の評価に必要な書類（総合評価技術資料 様式一特簡1）の提出を求める。
- (2) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容について確認資料の提出を求める。
- (3) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）
- (4) 総合評価技術資料は返却しない。
- (5) 総合評価技術資料は公表しない（情報公開条例に基づく行政文書開示請求による開示を除く。）。
- (6) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (7) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (8) 提出を求める総合評価技術資料の作成にかかる費用は、入札参加者の負担とする。

17 契約保証金

落札決定者は、契約書提出と同時に登米市契約規則第31条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を納付又は提供すること。

18 その他

- ・入札参加者は、入札に当たって上記事項を遵守するとともに「登米市建設工事競争入札心得」を熟読し遵守しなければならない。
- ・総合評価技術資料の記載に当たり、不明な点は必ず総務部総務課契約係まで問い合わせのこと。
- ・落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げる入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しない。